要である。また、地域における魅力ある雇用の創出や若者の就業促進が地方創生において極めて重要であることから、若者が地域で安心して働くことができるよう、相応の賃金、安定した雇用形態、やりがいのあるしごと等の要件を満たす雇用を創出することが必要である。

このため、首長のリーダーシップの下、産官学の各主体が連携し、地域における大学の振興、これを通じた地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成を行うことにより、日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」を進めるとともに、地域における事業者による若者の雇用機会の創出を推進する。

また、これらの取組の推進に当たっては、国は、地域における若者の修学及び就業の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

このように、地域の自主的及び自立的な取組と国の支援とがあいまって、地域における若者の修学及び就業を促進し、地域の活力の向上及び持続的発展を図り、もって東京一極集中を是正するとともに、地方創生を実現することが、地域における大学振興・若者雇用創出の意義である。

２．地域における大学振興・若者雇用創出の目標

地域における大学振興・若者雇用創出の推進により実現すべき目標は、以下の２点である。

１）　地域からの若者の流出に歯止めをかけるため、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに経済的環境の変化を踏まえつつ、地域における取組の将来的な自走性や地域の優位性を勘案し、各地域が地域における大学振興・若者雇用創出を推進することにより、地域における若者の修学及び就業を促進し、もって地域の活力の向上及び持続的発展を図ること。

２）　我が国における急速な少子化の進行及び地域の若者の著しい減少により地域の活力が低下している実情に鑑み、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、地域における若者の修学及び就業の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施することにより、地方への新しいひとの流れをつくり、もって東京一極集中を是正するとともに、地方創生の実現を図ること。

第２　地域における大学振興・若者雇用創出のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進は、国、地方公共団体及び大学の相互の密接な連携並びに事業者の理解と協力の下に、若者にとって魅力ある修学の環境の整備及び就業の機会の創出を図ることを旨として、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）の基本理念に基づき行われなければならない。

国は、法第２条の基本理念にのっとり、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、地域における若者の修学及び就業の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するため、次に掲げる措置を講ずる。

１．地域における大学振興の推進

地域の将来を担う若者が大幅に減少する中、地域の人材への投資を通じて地域の生産性の向上を目指すことが重要である。このため、首長のリーダーシップの下、産官学連携により、地域の中核的産業の振興や専門人材育成などを行う優れた取組を法第11条に規定する交付金（以下「交付金」という。）により支援する。これにより、日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」を進める。その際、各地方公共団体を一律に支援するのではなく、地域が一丸となって本気で改革に取り組む優れたものに限り、重点的に支援する。また、若者にとって魅力ある修学の環境の整備を円滑かつ確実に実施することにより、第１の２．における目標の達成を実現するため、地方の取組を伴走支援する。

２．地域における若者の雇用機会創出の推進

若者にとって魅力ある就業の機会の創出について、交付金により支援するとともに、地方公共団体と連携して、地域の特性を生かした創業の促進及び地域における事業活動の活性化による若者の雇用機会の創出、地域における適職の選択を可能とする環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努める。具体的には、地域企業による「稼ぐ力」の強化や「攻めの経営」へ転身するための人材確保への支援、大企業等の本社機能の地方移転や地方出身学生の地元での就職の促進などの必要な施策を講ずる。

３．施策間連携の推進

地域における大学振興・若者雇用創出に関する施策の推進に当たっては、政策効果を高める観点から、関係府省相互間の連携の強化を図るとともに、地域再生の総合的かつ効果的な推進に関する施策、大学における地域の特性を生かした教育研究の推進及び当該教育研究の成果を活用した地域の活力の向上に資する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努める。

第３　地域における大学振興・若者雇用創出のために地方公共団体が重点的に取り組むことが必要な課題に関する基本的な事項

地域における大学振興・若者雇用創出のために地方公共団体が重点的に取り組むことが必要な課題については、以下の点が挙げられる。

・地域における取組の将来的な自走を目指すこと。
・地域の優位性を生かすため、各地域の産業、大学、雇用等の強みや課題を把握し、分析すること（以下「地域の見える化」という。）。
・重要業績評価指標（以下「ＫＰＩ」という。）を適切に設定し、ＫＰＩの検証と事業の見直しのための仕組みを整備すること。
・地域全体に波及する中核的な産業の振興を大規模な取組により推進すること。
・大学のみで取り組むのではなく、地域を代表する首長がリーダーシップを発揮し、既存の取組とは異なる先進的な取組を行うこと。
・地域における中核的な産業振興と、それを担う専門人材の育成とを一体的に推進すること。

第４　地域における大学振興・若者雇用創出に係る地方公共団体、大学、事業者その他の関係者間における連携及び協力に関する基本的な事項

第２のとおり、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進は、国、地方公共団体及び大学の相互の密接な連携並びに事業者の理解と協力の下に、若者にとって魅力ある修学の環境の整備及び就業の機会の創出を図ることを旨として行われなければならない。このため、地方公共団体は、地域における大学振興・若者雇用創出のために行われる事業（以下「地域における大学振興・若者雇用創出事業」という。）に関する計画（以下「計画」という。）の案を作成し、及び内閣総理大臣の認定を受けた計画（変更の認定があったときは、変更後のもの。以下「認定計画」という。）の実施に関し必要な事項等について協議するため、大学及び事業者等と共同して、地域における大学振興・若者雇用創出推進会議（以下「推進会議」という。）を組織することができるものとし、地方公共団体は、推進会議が作成する案に基づいて計画を定めるものとする。

また、認定計画の円滑かつ確実な実行を図るため、推進会議の主宰者たる首長のリーダーシップや首長を補佐する事業責任者の適切な関与の下、認定計画の実行に必要十分な産官学の各主体の参画を得て、それぞれの明確な役割分担及び「組織」対「組織」の連携に基づき取組を行うことが必要である。

さらに、国内外のトップレベル人材の招へいなどを含め、大学の特色化のための組織改革が行われ、日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」に資する取組となるよう、各主体が連携及び協力することが重要である。

なお、国及び地方公共団体は、地域における若者の修学及び就業の促進に関する施策で大学に係るものを策定し、及びこれを実施するに当たっては、大学の自主性及び自律性その他大学における教育研究の特性に配慮するものとする。

第５　計画の認定に関する基本的な事項

１．計画の認定基準

地方公共団体は、単独で又は共同して計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

計画の認定基準は、法第５条第６項各号によるが、具体的な基準は、以下のとおりとする。

１）　基本指針に適合するものであること（第１号基準）

計画が第１、第３及び第４に適合しており、かつ、第５の２．に定められた事項にのっとっていることをもって判断する。特に、この基本指針に適合するものとして、以下の項目のいずれもが満たされていることをもって判断する。

①　自立性（自走性）

・計画期間のうち、交付金による支援を受ける期間における事業費積算が妥当であること。
・計画期間のうち、交付金による支援に頼らずに地域において自走する期間における産官学の費用分担が明確で現実的であること。